

原著論文

ソーシャルワークの機能にかかる能力を測る指標に関する研究 —実習生のコンピテンシーシートをもとに—

橋本有理子¹⁾、家高 将明²⁾、柿木志津江²⁾、成清 敦子²⁾

Study on indicators for measuring skills relating to the functions of social work
: Using a competency sheets tool of social work trainees

Yuriko Hashimoto, Masaaki Ietaka, Shizue Kakigi and Atsuko Narikiyo

The purpose of this study is to examine whether the competency sheet developed by A University can be used as indicators for measuring skills relating to the functions of social work.

As the background, in recent years, there has been a social need for human resources who can deal with diversifying life problems and local conditions, and the training course of social worker who plays an important role for them has been revised. The new training course is expected to train social workers with practical skills as social work profession, and in the course, it is indicated that social work profession should perform the functions of social work.

In response to the situation, this research aims to organize items of competency sheet, which have been used for the practical skill development of social workers, into indexes that can measure skills related to the functions of social work.

As a result of this study, we found that items in the developed competency sheet cover most of the functions of social work, and that it can be evaluated to a certain degree as indexes for measuring the skills related to those functions.

The authors suggest considering social work training programs that utilize competency items to develop practical skills based on the functions of social work, for the future.

I. はじめに

2024(令和6)年9月に公表された「令和5年(2023)人口動態統計(確定数)の概況」によると、2023年の出生数は人口動態調査開始以来最少であり、合計特殊出生率も近年低下している。少子化に伴い人口が減少傾向に転じ、さまざまな業種で担い手不足が懸念されている。このほか人々のライフスタイルや価値観の多様化もあいまって、地域のつながりが希薄化し、家族機能も変化している。また、人々の抱える生活課題に目を向けると、社会的孤立、ダブルケア、8050問題等、これまでのような対象者別の対応では人々の生活課題の解決が困難な状

1) 京都女子大学心理共生学部心理共生学科

hashimotoy@kyoto-wu.ac.jp

Department of Psychology and Collaboration Faculty of Psychology and Collaboration Kyoto Women's University

2) 関西福祉科学大学社会福祉学部福祉創造学科

Department of Social Welfare Creation Faculty of Social Welfare Kansai University of Welfare Sciences

況となっている。

このような状況を受け、2018(平成30)年にとりまとめられた社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会の報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」では、ソーシャルワークの専門職としての役割を担える実践能力を有する社会福祉士を養成する必要性が示され、実践能力を身につけられるよう養成課程の見直しが図られることとなった。また、この報告書においては、社会福祉士が発揮すべきソーシャルワークの機能として、「複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能」と「地域住民等が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能」の2つがあげられている。

A大学においては、コンピテンシーシートを活用した社会福祉士養成教育が行われてきた。詳細は後述するが、コンピテンシーシートとは、社会福祉士を目指す実習生

にとって必要な能力を提示したものである。コンピテンシートを通して、実習生が自身の強みや今後の課題を把握し、さらなる成長に向けた行動を促すねらいがある。先に述べたように、ソーシャルワークの機能を発揮できるような社会福祉士の養成が求められるようになったことをふまえ、本研究においては、活用してきたコンピテンシートとソーシャルワークの機能を比較し、コンピテンシートがソーシャルワークの機能にかかる能力を測定する指標として位置づけられるかについて検討することを目的とした。

II. A大学のコンピテンシートとは

現在、新たなカリキュラムのもと、分野横断的な対応力や実践力を身につけた社会福祉士の養成が行われている。実践能力を高めるためには、自身のもつ力や状況を定期的にふりかえることを通して、現状を理解したうえで強みや課題を抽出し、強みはさらに伸ばせるように、課題は改善できるよう行動することが効果的である。A大学ではこのような取り組みについてコンピテンシートを用いて行っている。

コンピテンシーは、1970年代に McClelland により提唱された能力評価の概念¹⁾であり、社会福祉等の対人サービス分野において、教育効果の測定や専門職の職業能力の指標として用いられている。本研究においてはコンピテンシーを「卒業後に社会福祉士として行動できるための必要最低レベルの能力を推し量るもの」ととらえている。

A大学で使用しているコンピテンシートはこれまでに数回見直しが図られ、現在は計52項目から構成されている^{注1)}。コンピテンシートの開発にあたっては、先行研究^{2)~10)}を参考にA大学の実習教育に対応したコンピテンシー・モデルの検討を行い、「基本的学習能力」「社会的能力」「価値」「知識」「技能」「実践的能力」の6つのカテゴリーが設定された(図1参照)。なお、社会福祉士養成教育では卓越した社会福祉士の養成よりも、卒業後に社会福祉士として行動できるための必要最低レベルの能力の習得を目指すという考え方から、到達目標を「実習生としての専門性」^{注2)}としている。

「基本的学習能力」は大学で学ぶうえで必要な能力、「社会的能力」は社会生活を営むうえで必要な能力、「価値」は社会福祉専門職としての価値を実践で示すために必要な能力、「知識」は社会福祉専門職として身につけておくべき内容、「技能」はアセスメント、支援計画の作成などを適切に行うための能力、「実践的能力」はソーシャルワークを実践するのに求められる能力を意味している。

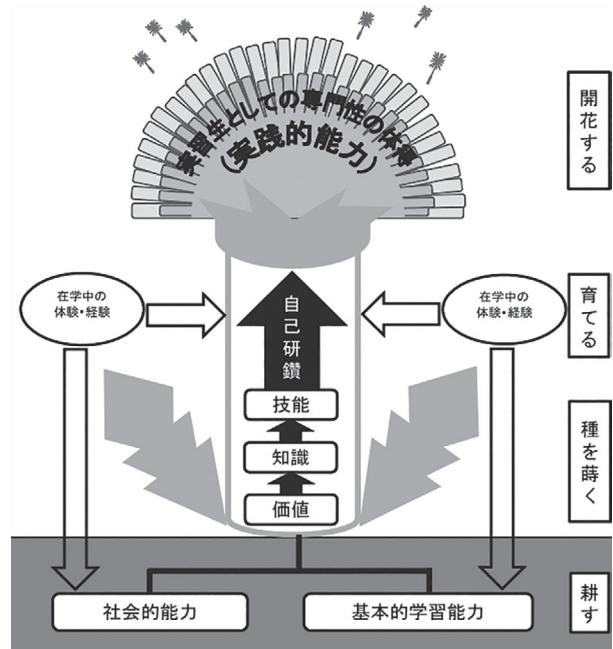


図1 コンピテンシー・モデルの概念イメージ図(福科大版)¹¹⁾

社会福祉士養成教育において、基礎的な能力が重視されていることから、基礎的な部分として「基本的学習能力」「社会的能力」の2つのカテゴリーを設定し、キーワードとして「耕す」を挙げている。「価値」「知識」「技能」は社会福祉士養成教育の専門的な部分に該当する。「価値」を基礎に置き、その上に「知識」と「技能」が形作られ、その後「自己研鑽」によって発達していく様子を表現している。キーワードとして専門的な力量を高めて成長していく視点から「種を蒔く」を挙げている。「自己研鑽」は、授業のみならず日常生活も含め、実習生が在学中経験する全ての事柄によってもたらされると想定している。そして、「基本的学習能力」「社会的能力」といった基礎的な能力を基盤に、専門的な「価値」や「知識」「技能」を身につけて、その上で実践的な能力を発揮していく過程を想定し、「実践的能力」のカテゴリーが設定されている。「実践的能力」の項目が実施できるようになることで、在学中の学生としてのコンピテンシーの到達目標である「実習生としての専門性」が体得された状態を示しており、キーワードは「開花する」である。

各項目について、「まったくできていない」「あまりできていない」「どちらともいえない」「よくできている」「とてもよくできている」「質問の意味がわからない」のいずれかで回答することになっている。A大学では各学期のはじめと終わりにコンピテンシートを2回実施しており、2年間にわたる養成教育では合計8回取り組むことになっている。

III. 研究方法

本研究は、A大学で使用しているコンピテンシーシートで設定している項目について、これをソーシャルワークの機能にかかわる能力を測定することを可能とする指標に整理することをねらいとしている。そこで本研究では、まず2020（令和2）年10月時点で実施したコンピテンシーメート調査の結果を用いて、設定されている項目について質問項目間の関連性を再検討するために、探索的因子分析を行った。また探索的因子分析の結果を踏まえ、本研究では①ソーシャルワークの機能にかかわる文献や先行研究をもとに考察するとともに、②2020（令和2）年3月に公表された社会福祉士養成課程における新カリキュラム科目「ソーシャルワーク実習」¹²⁾で示される教育に含むべき事項の内容との整合性についても検討を行うことにより、因子分析を行うことで整理したコンピテンシーシートがソーシャルワークの機能にかかわる能力を測定することが可能であるかを検証した。

2020（令和2）年10月時点で実施したコンピテンシーメート調査の結果については、研究目的及び方法、倫理的

配慮の内容等について口頭にて説明し、オプトアウト方式により不同意の意思が表明された者を除く、87名を分析の対象者としている。分析対象者は、180時間実習を終えた大学3年生であり、男性57.5%、女性42.5%の比率となっている。なお、本研究は関西福祉科学大学研究倫理審査委員会の承認を得て実施した（承認番号21-03）。また、先述の通り、現在のコンピテンシーシートは52項目あるが、本調査時点では50項目であった。

IV. 探索的因子分析の方法及び結果

まずコンピテンシーシートにおいて設定されている50項目については、天井効果及びフロア効果が認められた27項目を除く、23項目を分析対象とした。探索的因子分析（主因子法、バリマックス回転）については、初期の固有値が1.00以上であること、各因子を構成する項目の因子負荷量が0.40以上になること、解釈可能な因子を構成することを因子抽出の条件として実施した。以上の条件に基づき、繰り返し分析を行ったところ、最終的に4因子が抽出された（表1）。4つの因子における累積寄与率は56.5%である。

表1 探索的因子分析の結果

	因子負荷量			
	因子			
	1	2	3	4
地域福祉の課題に応じて提案・企画ができる	0.687	0.182	0.279	0.007
個々の利用者に応じた援助を実践できる	0.612	0.054	0.286	0.225
社会福祉施設・機関での実践方法（相談援助など）を説明できる	0.603	0.590	0.080	0.176
大学で学んだソーシャルワークに関する理論を用いて実践できる	0.548	0.202	0.197	0.207
実習でかかわる地域の特性（人口動態、社会資源など）を説明できる	0.495	0.284	0.344	0.375
実習でかかわる施設・機関・地域・団体などの課題を説明できる	0.472	0.421	0.031	0.274
社会福祉施設・機関に関する統計的情報を説明できる	0.412	0.385	0.177	0.352
社会の中で、利用者の意思と参加が促進される環境づくりの必要性を説明できる	0.206	0.652	0.240	0.082
利用者の人権尊重の具体的方法（権利擁護、苦情解決）を説明できる	0.088	0.651	0.249	0.325
社会福祉施設・機関における実習指導者の担う役割・業務を説明できる	0.304	0.585	0.115	0.401
「ソーシャルワーカーの倫理綱領」の重要性を説明できる	0.099	0.494	0.480	0.033
見聞きした現状から問題を発見できる	0.139	0.301	0.777	0.127
対象者（利用者、家族、グループ、地域住民など）のニーズをアセスメントできる	0.408	0.058	0.688	0.123
プレゼンテーションを的確にすることができます	0.248	0.156	0.571	0.170
支援の根拠となる法律について説明できる	0.195	0.171	0.145	0.801
他職種とその役割・業務を説明できる	0.143	0.423	0.112	0.541
実習でかかわる制度上の課題や問題点を説明できる	0.423	0.121	0.380	0.424
固有値	7.41	1.52	1.28	1.05
因子寄与率（%）	16.38	15.34	13.53	11.25

第1因子については、地域福祉の課題に応じた提案や企画ができるかを問う項目、個々の利用者に応じた援助を実践できるかを問う項目、実習先となる施設・機関での実践方法について理解できているかを問う項目、ソーシャルワークの理論に基づく実践ができるかを問う項目などから構成されていることから、「現状に応じた支援方法の理解と実践」と命名した。第2因子については、利用者の意思と参加を促進するための環境づくりに関する必要性について理解できているかを問う項目や、人権尊重の具体的方法について理解できているかを問う項目、ソーシャルワーカーの倫理綱領における重要性について理解できているかを問う項目などから構成されており、「利用者の人権尊重とその意義に関する理解」と命名した。第3因子は、目の前の現状から問題を発見することができるかを問う項目や、利用者や家族、地域住民などのニーズをアセスメントすることができるかを問う項目、適切なプレゼンテーションを実施することができるかを問う項目などから構成されており、「ニーズや課題をとらえ発信する技能」と命名した。第4因子については、支援の根拠となる法律について理解できているかを問う項目、多職種の役割や業務について理解できているかを問う項目などから構成されており、「社会資源に関する知識」と命名した。

また内的整合性を検討するために、因子別に Cronbach の α 係数を算出した。その結果、第1因子 0.860、第2因子 0.790、第3因子 0.799、第4因子 0.727 であり、いずれの因子についても信頼性が確認された。

V. 考察

本研究にて導き出された4因子をソーシャルワークの機能の観点から考察するとともに、厚生労働省から示されている「ソーシャルワーク実習」の教育に含むべき事項との整合性もあわせて検討する。

1. ソーシャルワークの機能にかかわる文献や先行研究による考察

ソーシャルワークの機能にかかわる文献や先行研究として、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書（以下、「報告書」とする）（2018）¹³⁾で示されている、権利擁護・代弁・エンパワメント、支持・援助、仲介・調整・組織化、社会資源開発・社会開発などのソーシャルワークの機能をもとに検討・考察する際に、岩間（2011）¹⁴⁾の地域を基盤としたソーシャルワークの8つの機能と狭間（2014）¹⁵⁾のインタビュー調査により、基幹相談支援センターに求められる機能（特に社会資源開発に

焦点が当たられている）として分類された3カテゴリー（『』で示す）7コード（「」で示す）、南（2017）¹⁶⁾のインタビュー調査により、組織間協働のシステム形成に資するソーシャルワークの機能として分類された3カテゴリー（『』で示す）11コード（「」で示す）を用いることとする。特に、岩間、狭間、南の先行研究は、地域を基盤としたソーシャルワークに通ずる機能が示されていることもあり、本研究で取り上げている。

表2は、先のソーシャルワークの機能にかかわる文献と先行研究を概念整理したものである。ソーシャルワークの機能として、社会保障審議会の報告書から4つの機能を取り上げ、その機能を行為として表したソーシャルワーカーの役割として、岩間と狭間、そのソーシャルワーカーの役割を發揮するために必要な能力として、南の先行研究を用いて整理している。また表3～5は、岩間、狭間、南の先行研究で示された内容や発言の一部である。なお表2は、後述の考察内容をもとに、概念整理した内容と本研究4因子との整理表も合わせて掲載している。「●」は、各因子が概念整理した内容に該当していることを意味している。

ではここからは、表2と表3～5をもとに因子ごとに考察する。なお本文中の番号は、表2と表3～5内の番号を指している。

第1因子「現状に応じた支援方法の理解と実践」については、「現状に応じた支援」と「実践」がポイントである。

報告書（2018）で示されたソーシャルワークの機能に着目すると、「①権利擁護・代弁・エンパワメント」「②支持・援助」「③仲介・調整・組織化」「④社会資源開発・社会開発」といったすべての機能が該当している。すなわち、支持や援助にとどまらず、その背景には権利擁護や代弁、エンパワメントといった理念やアプローチが存立している。また支持や援助の前後には仲介や調整、組織化が図られるとともに、一人ひとりから構成される社会全体に目を向ければ、社会資源開発や社会開発など、ソーシャルワークにかかわる多角的な視点や働きかけが求められる。

なお岩間（2011）に着目すると、「(1) 広範なニーズへの対応」「(2) 本人の解決能力の向上」「(3) 連携と協働」「(4) 個と地域の一体的支援」「(5) 予防的支援」「(6) 支援困難な事例への対応」「(7) 権利擁護活動」「(8) ソーシャルアクション」といったすべての役割が該当している。すなわち、個と地域それぞれのニーズの現状に応じた支援方法を考えたり（(1)～(8)）、それを一体的にとらえたりする（(4)）とともに、一連の支援過程におい

表2 ソーシャルワーカーの機能にかかる文献や先行研究の概念整理と本研究4因子との整理表

ソーシャルワーカーの機能 (社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会報告書(2018))	ソーシャルワーカーの機能を行へとして表したソーシャルワーカーの役割 (A:岩間(2011)) (B:狭間(2014)) ※狭間はコード名のみ記載	ソーシャルワーカーの機能を行へとして表したソーシャルワーカーの役割を発揮するために必要な能力 (南(2017))	本研究4因子			
			1	2	3	4
①権利擁護・代弁・エンパワメント	A:本人の解決能力の向上 A:権利擁護活動 A:ソーシャルアクション B:情報の仲介 B:多様な広報活動 B:専門的スキルの活用		●	●		
②支持・援助	A:広範なニーズへの対応 A:本人の解決能力の向上 A:個と地域の一体的支援 A:予防的支援 A:支援困難な事例への対応 B:情報の中継地 B:多様な広報活動 B:専門的スキルの活用		●		●	
③仲介・調整・組織化	A:広範なニーズへの対応 A:連携と協働 A:個と地域の一体的支援 A:予防的支援 A:支援困難な事例への対応 A:ソーシャルアクション B:情報の中継地 B:情報の仲介 B:行政との役割分担と協働 B:自立支援協議会の活用 B:コーディネート力の活用	課題認識力 (制度の狭間への対応の必要性) 企画・提案力 (多方向に・具体的に・明確に) 調整・推進力 (臨機応変に)	●	●	●	●
④社会資源開発・社会開発	A:広範なニーズへの対応 A:連携と協働 A:支援困難な事例への対応 A:ソーシャルアクション B:コーディネート力の活用		●		●	●

(出典: 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書(2018), 岩間(2011), 狹間(2014), 南(2017)より抜粋, 著者一部追記)

て、講義や演習で学んできたことと実践を結びつけていける((1)～(8))ものといえる。

また狭間(2014)に着目すると、『(1)情報を集約する』『(2)行政と民間の間をつなぐ』『(3)谷間をつなぐ』といったすべてのカテゴリーが該当している。すなわち、『(1)情報を集約する』内の「(1)－1情報の中継地」「(1)－2情報の仲介」は、支援過程における情報提供や共有、情報整理の意義を理解したり、「(1)－3多様な広報活動」は、集約した情報に応じた提案・企画を行ったり、また『(2)行政と民間の間をつなぐ』内の「(2)－1行政との役割分担と協働」や『(3)谷間をつなぐ』内の「(3)－1

コーディネート力の活用」「(3)－2専門的スキルの活用」は、状況によっては公民一体となって支援や対応する必要もあったりする。

さらに南(2017)に着目すると、『(1)課題認識力』『(2)企画・提案力』『(3)調整・推進力』すべてのカテゴリーが該当している。すなわち、『(1)課題認識力』内の「(1)－1制度の狭間への対応の必要性」と『(3)調整・推進力』内の「(3)－1臨機応変に」は、地域福祉の課題や個々の利用者に応じたきめ細やかさや柔軟な対応が求められる。また『(2)企画・提案力』は、そのものの言葉が本コンピテンシー項目内の「地域福祉の課題に

表3 ソーシャルワークの機能にかかる先行研究（岩間）

機能	概要
(1) 広範なニーズへの対応	社会福祉六法等の従来の枠組みに拘泥しない援助対象の拡大、地域生活上の「生活のしづらさ」という広範なニーズへの対応、先駆的・開発的機能の発揮
(2) 本人の解決能力の向上	個人、家族、地域住民等の当事者本人を課題解決やニーズ充足の主体とする取り組み、地域における生活主体者としての視座の尊重、問題解決能力、ワーカビリティ、エンパワーメントの重視
(3) 連携と協働	地域における複数の機関の連携と協働による課題解決アプローチの重視、チームアプローチ及びネットワークによる対応、地域におけるケースカンファレンスの重視
(4) 個と地域の一体的支援	個を地域で支える援助と個を支える地域をつくる援助の一体的推進、個への支援と地域力の向上の相乗効果の志向、「一つの事例が地域を変える」という積極的展開
(5) 予防的支援	地域住民・組織による早期発見機能と予防的プログラムの重視、状況が安定してからの見守り機能による継続的支援の展開、発見から見守りまでの長期的対応
(6) 支援困難事例への対応	深刻化と複雑化の様相を呈する支援困難事例への適切な対応、専門職による高度なアプローチ、連携と協働のためのケースカンファレンスの活用、適切な社会資源の活用
(7) 権利擁護活動	権利侵害事例に対する権利擁護の推進、成年後見制度等の権利擁護のための制度の積極的活用、セーフティネットの拡充と地域における新しいニーズの掘り起こし、権利擁護の担い手の養成
(8) ソーシャルアクション	個別支援から当事者の声を代弁したソーシャルアクションへの展開、社会資源の開発と制度の見直し、住民の参画と協働による地域福祉計画等の策定、ソーシャルインクルージョンの推進

(出典：岩間（2011）より抜粋、著者一部追記)

表4 ソーシャルワークの機能にかかる先行研究（狭間）

カテゴリー名	コード名	データの一部
(1) 情報を集約する	情報の中継地 (1)-1	<ul style="list-style-type: none"> ・ここが出来てから、事業所さんもここに来て、情報提供して下さる。ここは公的な建物の中なので、皆さんが持つて来てくれる。 ・何か困って、3階の地域福祉課に相談に行ったが、下に降りて来てくれる。 ・持つて来られた情報を、また事業所に提供して、発信しやすい。
	情報の仲介 (1)-2	<ul style="list-style-type: none"> ・マップを見てもらって、たくさんの資源があるので、利用者さんが選べます。 ・事業者から次に何がいいということで必要な事業を尋ねられたりします。
	多様な広報活動 (1)-3	<ul style="list-style-type: none"> ・年金申請の支援をしてきたけど、軽度の知的な障害のある人の中には、申請すれば受給できる人も多い。そこで、パンフレットを作らせてもらった。 ・民生委員と話をしていて、新しいプラザを知らないことが分かったので、ツアーチームを組みました。 ・支援学校卒業後の進路を考えて、作業所の見学会をやったりしています。
(2) 行政と民間の間をつなぐ	行政との役割分担と協働 (2)-1	<ul style="list-style-type: none"> ・公と民の垣根を越える時代になったから、基幹が委託相談をしていることの意味がある。 ・リスクの高いことは、行政に同行をお願いして、役割分担している。 ・行政の後ろ盾があるので、支援が進むこともある。 ・公と民のどちらかが責任をとるという時代でなく、あいまいになってきている。
	自立支援協議会の活用 (2)-2	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹では、自立支援協議会などの制度に近いところで活動しており、行政も入っており、ネットワークを作っている。
(3) 谷間をつなぐ	コーディネート力の活用 (3)-1	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹はコーディネート力があるので、それを活かすには市が社会資源づくりを誘導するようにならないと。
	専門的スキルの活用 (3)-2	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児の療育プランを立てるときには、子どもの成長を親と一緒に考えていく必要がある。 ・重度の子どもが児童デイを利用できなかったりすることがあり、一緒に入って支援している。

(出典：狭間（2014）より抜粋、著者一部追記)

表5 ソーシャルワークの機能にかかる先行研究（南）

カテゴリー	コード	発言
(1) 課題認識力	制度の狭間への対応の必要性 (1)-1	「福祉の課題と言うよりは、ほんとにね、人々の生活の課題がいろいろとこうはっきり現れてきますよね」「現代の課題、深刻になってる課題の話が出た」「トータルサポートっていうのは社会福祉士会からも出てました。包括とかね、地域包括も、高齢者だけの地域包括じゃいかんとかって、そういうようなってよくある話」「児童養護のほうからも、障害の分野からも、他の分野と異なる課題がある」
	提案するだけの繰り返し (1)-2	「社会福祉基礎構造改革から10年の振り返りをしてたんですよ。ただそのときには、実践を自分たちでやろうというふうにはならんかったんですよ。文章にも書いたんですけど、訴えはしたんですけどね」「提案ばっかりしててもいかんと」「県に対して提案出さなあかんって言っているけれども、これはいつもそれで終わってしまうっていう話」
	欠如している覚悟 (1)-3	「トータルサポートがいるとか、社協の役割とかいう話は出たんですけど、まあ実践自分たちでしようとはならんかったと。結局それはそのままに」「生活困窮とか、権利擁護とか、いくつかのとこ、専門職のところではね、他の分野とつながりながらやってる事例はあるのですけれども、ただ県社協の中で、そもそもそういうほんとに福祉の関係で物事を一緒にやっているのをやったことなかった」
	できることから始めること (1)-4	「じゃあなれるって言ったところでやりましょうって」「来る者は拒まず去る者は追わざのスタンスで、縁の会員の呼びかけはしていたので。集まれるところでやっていこうとなりました」
	先の見通しを持つこと (1)-5	「5年間と決めたのは、退路を断つっていう意味で、5年間」「ほんとは計画とかも全部期限を切ってますけど、でもあんまり意識してなかったということですねと」「まあ3年がヤマ場でね、あとはうまくどう定着させていくかっていう話ですし」「ちょっと先のことを見据えてこういうふうに動いたらどうだろうなっていうのは、やりながら考えるわけです」
(2) 企画・提案力	多方向に (2)-1	「行政」「地域福祉施策検討委員会」「社会福祉士会」「児童養護（施設：南加筆）」「障害分野」「事務局」「介護福祉士会」「理事長」「保育（事業所：南加筆）」「老人（施設：南加筆）」「市町社協」「職員」
	具体的に (2)-2	「それ（縁センター独立：南加筆）をどういうふうに具体的に提案書にまとめるか」「今までとの違いは、自分たちもお金を出してするっていう方向でやりますっていう事務局提案をもう出したんです」「お金を、自主財源を持つことが必要なので、会費を出してやるというやり方にしましょうとか言って、もうそんなで提案をした」
	明確に (2)-3	「滋賀の福祉のことをもう1回考えて、滋賀の福祉でやってきたことを今の時代にね、出てきた方に対して、しっかりと再構築しないかんから提案してるんやっていうことを伝えて」「もう提案して終わりじゃなくて、自分たちで組織を作りたち上げてやるっていう提案書にしようと」「ここからは設立に向けた準備段階なので、どういうやり方でやりますかと。設立発起人っていう形で行きましょうかって言ったら」
(3) 調整・推進力	臨機応変に (3)-1	「それぞれの組織で、事務局とかうちの会長とかがもう1回話をさせてもらう必要があったら、頼まれたらお話を行きましたし、組織ごとに向こうの事務局との打ち合わせも個別にやりながら進んでいった」「施設とかの協議会のところは、呼ばれて理事会で説明しに行ったり私しましたけど」「施設の種別によってやっぱり違いましたね」
	駆け引き (3)-2	「この縁（えにし）の取り組みでも、予算を取りに来てるんだなって思ってましたら、別にそんな協働でもなんでもないわけじゃないですか」「政策提案とかいうことをね、（中略）けっこう駆け引きしながら話にうまく乗ってやっていかなあきませんよね。それ県社協の職員にとっては、県社協ならではの話なんですかね」「重要な課題についての調査ですよね。施策化に向けての。運営体制変えるとかね。で、そのことは次の政策提案に、予算につながっていくから、ここはこういうふうにやったほうがいいねとか」
(3) 調整・推進力	あおり (3)-3	「設立に向けた準備段階なので、どういうやり方でやりますかと。設立発起人っていう形で行きましょうかって言ったら、それで行きましょうっておっしゃったので、設立発起人になれるかどうかっていう話を会議の場で」「例えば〇〇市がそういう動きをし始めたことを、私は他のところで言うのです。〇〇はちょっとこういうふうになってきましたよって言ったら、いや、なんでそこだけ先進むんやと、負けてられへんって思われるところもあって、じゃあもっといいものを自分たちは作ろうとか、というふうになっていくのでね」

(出典：南（2017）より抜粋、著者一部追記)

応じた提案・企画」に含まれている。

したがって、本コンピテンシー項目内の「地域福祉の課題に応じた提案・企画」「個々の利用者に応じた援助の実践」「大学で学んだソーシャルワークの理論と実践の統合」「関係施設・機関・地域・団体の抱える課題の理解」といった複数の項目と該当するものといえる。

第2因子「利用者の人権尊重とその意義に関する理解」については、「人権尊重とその意義」がポイントである。

報告書（2018）で示されたソーシャルワークの機能に着目すると、「①権利擁護・代弁・エンパワーメント」が該当している。

なお岩間（2011）に着目すると、「(2) 本人の解決能力の向上」「(7) 権利擁護活動」「(8) ソーシャルアクション」の役割が該当している。すなわち、利用者のもつ力や声、存在そのものを大切にする意味（(2)）やその具体的な取り組み（(7) (8)）が求められている。

また狭間（2014）に着目すると、『(1) 情報を集約する』『(3) 谷間をつなぐ』のカテゴリーが該当している。すなわち、『(1) 情報を集約する』内の「(1)－2 情報の仲介」は、さまざまな社会資源から利用者が選べるように配慮したり、「(1)－3 多様な広報活動」は、集約した情報に応じた企画を行い、利用者の選択肢を増やす活動に寄与したり、また『(3) 谷間をつなぐ』内の「(3)－2 専門的スキルの活用」は、専門的立場から、利用者の意思や参加が促進される取り組みを行ったりすることがある。

したがって、本コンピテンシー項目内の「利用者の意思と参加が促進される環境づくりの必要性の理解」「利用者の人権尊重の具体的方法の理解」「ソーシャルワーカーの倫理綱領の重要性の理解」といった、権利擁護や代弁、エンパワーメントなどの複数の項目と該当するものといえる。

なお南（2017）にも着目したが、「組織間協働のシステム形成」に主眼を置いた研究であるため、明確に該当するものはなかった。

第3因子「ニーズや課題をとらえ発信する技能」については、「ニーズや課題をとらえ（る）」と「発信」がポイントである。

報告書（2018）で示されたソーシャルワークの機能に着目すると、「②支持・援助」「③仲介・調整・組織化」「④社会資源開発・社会開発」が該当している。利用者や家族、地域住民への支持・援助を行ううえでは、ニーズや課題をとらえることは不可欠である。また関係機関との仲介や調整、組織化を図るとなると、仲介や調整役の発信力が求められ、さらに抽出されたニーズや課題を既

存の社会資源の活用や調整で対応する際に限界があった場合は、社会資源開発や社会開発に着目する必要があり、関係者への働きかけ（発信力）が求められる。

なお岩間（2011）に着目すると、「(1) 広範なニーズへの対応」「(3) 連携と協働」「(5) 予防的支援」「(6) 支援困難な事例への対応」「(8) ソーシャルアクション」の役割が該当している。すなわち、刻一刻と変化する可能性のあるニーズや課題を的確に把握する（(1) (5) (6)）とともに、それを関係者や社会にわかりやすく発信（代弁）する取り組み（(3) (6) (8)）が求められる。

また狭間（2014）に着目すると、『(1) 情報を集約する』のカテゴリーが該当している。すなわち、『(1) 情報を集約する』内の「(1)－1 情報の中継地」は、提供されたさまざまな情報を資源マップとしてまとめ、情報の発信として活用されたり、「(1)－3 多様な広報活動」は、集約した情報に応じた企画や提案を利用者に対してわかりやすく発信したりすることが求められる。

さらに南（2017）に着目すると、『(1) 課題認識力』『(2) 企画・提案力』のカテゴリーが該当している。すなわち、『(1) 課題認識力』内の「(1)－1 制度の狭間への対応の必要性」は、目の前の現状をはじめさまざまなニーズや課題への分析が対応の前提として求められる。また『(2) 企画・提案力』内の「(2)－1 多方向に」「(2)－2 具体的に」「(2)－3 明確に」は、本コンピテンシー項目内の「的確なプレゼンテーションの実践」に該当するものといえる。

したがって、本コンピテンシー項目内の「見聞きした現状からの問題の抽出」「利用者をはじめさまざまな対象者へのニーズのアセスメント」「的確なプレゼンテーションの実践」といった複数の項目と該当するものといえる。

第4因子「社会資源に関する知識」については、「社会資源」がポイントである。

報告書（2018）で示されたソーシャルワークの機能に着目すると、「③仲介・調整・組織化」「④社会資源開発・社会開発」が該当している。本コンピテンシー項目内の制度上の課題や問題点を抽出することにより、既存にはない新たな資源開発やサービス、しくみづくりに着手することができる。

なお岩間（2011）に着目すると、「(1) 広範なニーズへの対応」「(3) 連携と協働」「(6) 支援困難な事例への対応」「(8) ソーシャルアクション」の役割が該当している。すなわち、法制度や多職種など、利用者を取りまくさまざまな社会資源の理解と活用（(3)）だけでなく、ときには制度の見直しにつながる視点（(1) の場合、先駆的・開発的機能の発揮）（(1) (6) (8)）も求められる。

また狭間（2014）に着目すると、『(1) 情報を集約する』と『(2) 行政と民間の間をつなぐ』のカテゴリーが該当している。すなわち、『(1) 情報を集約する』内の「(1)－1 情報の中継地」「(1)－2 情報の仲介」は、関係者や利用者からのさまざまな声が寄せられることも示しており、制度と制度の間で対応困難なケースが見られるに加え、『(2) 行政と民間の間をつなぐ』内の「(2)－1 行政との役割分担と協働」「(2)－2 自立支援協議会の活用」は、関係機関と協働して取り組む場合には相互の役割を理解しておくことが求められる。

さらに南（2017）に着目すると、『(2) 企画・提案力』『(3) 調整・推進力』のカテゴリーが該当している。すなわち、『(2) 企画・提案力』内の「(2)－2 具体的に」は、既存のしくみを変える提案を行う際の意義として挙げられており、また『(3) 調整・推進力』内の「(3)－1 臨機応変に」では、臨機応変に対応するためには、協働する関係組織固有の体制や種別ごとの特性を理解しておく必要性が示されている。

したがって、本コンピテンシー項目内の「根拠法の理解」「他職種とその役割・業務の理解」「制度上の課題や問題点の抽出」に該当するものといえる。

2. 厚生労働省通知による「教育に含むべき事項」との整合性に関する検討

2020（令和2）年3月に公表された社会福祉士養成課

程における新カリキュラム科目「ソーシャルワーク実習」で示されている「教育に含むべき事項」と本研究の4因子との整合性について検討する。「ソーシャルワーク実習」で示されている「教育に含むべき事項」と本研究の4因子と整理したものが表6である。なお今回は、教育に含むべき事項を補足するものとして、日本ソーシャルワーク教育学校連盟で示されている「ソーシャルワーク実習の教育目標」内の「達成目標」も参考にしながら整理している。

ではここからは、表6をもとに因子ごとに考察する。本文中の番号は、表6内の番号を指しており、「●」は、各因子が教育に含むべき事項に該当していることを意味している。

第1因子「現状に応じた支援方法の理解と実践」は、すべての教育に含むべき事項に該当している。特に「③利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価」「④利用者やその関係者への権利擁護活動とその評価」「⑤多職種連携及びチームアプローチの実践的理」「⑥当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ」「⑦地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解」「⑩ソーシャルワーク実践に求められる技術の実践的理」は、利用者や地域のアセスメントや支援計画作成後に支援計画を実施し評価したり、大学でも学ぶソーシャ

表6 「ソーシャルワーク実習」の教育に含むべき事項と本研究4因子との整理表

	「ソーシャルワーク実習」の教育に含むべき事項	本研究4因子			
		1	2	3	4
①	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成	●	●	●	
②	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）との援助関係の形成	●	●	●	
③	利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価	●	●	●	●
④	利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価	●	●		
⑤	多職種連携及びチームアプローチの実践的理	●	●	●	●
⑥	当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ	●	●	●	
⑦	地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理	●	●	●	●
⑧	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際（チームマネジメントや人材管理の理解を含む。）	●	●		
⑨	社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理	●	●		
⑩	ソーシャルワーク実践に求められる以下の技術の実践的理 ・アウトリー・・ネットワーキング・コーディネーション・ネゴシエーション ・ファシリテーション・プレゼンテーション・ソーシャルアクション	●	●	●	

（出典：社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室（2020）より抜粋）

ルワーク実践に必要な各技術を理解した上で、多職種連携や地域社会への働きかけ、分野を越えた関係づくり、社会資源の活用・調整・開発などを指している。そして上記の内容を実践するためには、「①利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成」「②利用者やその関係者との援助関係の形成」が必要であり、上記の内容を実践するソーシャルワーカーを支えるものとして、「⑧施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際」「⑨社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解」がある。

そのため、本コンピテンシー項目内の「地域福祉の課題に応じた提案・企画」「個々の利用者に応じた援助の実践」「大学で学んだソーシャルワークの理論と実践の統合」「地域の特性の理解」「関係施設・機関・地域・団体の抱える課題の理解」「実習先にかかる統計的情報」など複数の項目に該当するものといえる。

第2因子「利用者の人権尊重とその意義に関する理解」は、すべての教育に含むべき事項に該当している。特に、「④利用者やその関係者（家族・親族、友人等）への権利擁護活動とその評価」「⑨社会福祉士としての職業倫理と組織の一員としての役割と責任の理解」は、ソーシャルワーカーがさまざまな事情や理由、状況から、権利が侵害されている、もしくはそのおそれがある対象者に向き合うことが多い職種であるため、人権尊重の理解に努めるとともに実践する意義を考えることが求められる。そして上記の内容を実践するためには、「①利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成」「②利用者やその関係者との援助関係の形成」「③利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価」「⑤多職種連携及びチームアプローチの実践的理

解」「⑦地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理解」「⑩ソーシャルワーク実践に求められる技術の実践的理

解」「⑪多職種連携及びチームアプローチの実践的理

解」「⑫利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体、住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや円滑な人間関係の形成」「⑬利用者やその関係者との援助関係の形成」が必要であり、ニーズや課題を発信する場として「⑤多職種連携及びチームアプローチの実践的理

解」「⑥当該実習先が地域社会の中で果たす役割の理解及び具体的な地域社会への働きかけ」「⑦地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理

解」など複数の項目に該当するものといえる。

第4因子「社会資源に関する知識」は、一部の事項（①②④⑥⑧⑨⑩）を除き、教育に含むべき事項に該当している。特に「③利用者や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）の把握、支援計画の作成と実施及び評価」「⑤多職種連携及びチームアプローチの実践的理

解」「⑦地域における分野横断的・業種横断的な関係形成と社会資源の活用・調整・開発に関する理

VI. おわりに

本研究は、A大学で使用しているコンピテンシーシートがソーシャルワークの機能にかかる能力を測定する指標として位置づけられるかについて検討することをね

らいとして、探索的因子分析を行った。それをもとに抽出された4因子に対して、ソーシャルワークの機能にかかわる文献や先行研究、また厚生労働省通知による「ソーシャルワーク実習」の「教育に含むべき事項」をもとに考察してきた。

結論としては、A大学で使用しているコンピテンシーシートのうち表1の17項目は、地域を基盤としたソーシャルワークの機能をおおむね網羅しており、ソーシャルワークの機能にかかわる能力を測定することを可能とする指標として一定の評価は得られたものといえる。今後は、本コンピテンシー項目をもとに、ソーシャルワークの機能にかかわる実践能力を養うための実習教育プログラムの検討に着手していきたいと考えている。

なお本研究は、令和3年度関西福祉科学大学共同研究から助成を受けた研究成果の一部であり、第13回総合福祉科学学会（2023年3月1日）で口頭発表した「新カリキュラムにおけるソーシャルワーク実習プログラムの開発に関する研究－地域共生社会を担うソーシャルワーカーの養成を目指して－」（研究代表者：家高将明）を加筆修正したものである。

謝辞

本研究の調査にご協力ご支援いただきました調査対象者の方々ならびに関係者の皆さんに心より感謝申し上げます。

注

- 分析時点のコンピテンシーシートは50項目から構成されていたが、現在は52項目である。
- 「実習生としての専門性」とは、社会福祉士を目指すうえで実習生レベルに求められる専門性のことである。

引用文献

- デイビット・C・マクレランド「第1章 序に代えて」 LYLE M. SPENCER and SIGNE M. SPENCER『COMPETENCE AT WORK』 Jhon Wiley & Sons. Inc, 1993 (=梅津祐良・成田 攻・横山哲夫訳)『コンピテンシー・マネジメントの展開』生産性出版、東京, 2001年, pp.3-10.
- 添田正揮「第8章 実習指導方法論・IV—実習教育評価」社団法人日本社会福祉士養成校協会編『相談援助実習指導・現場実習教員テキスト』中央法規出版、東京, 2009年, pp.235-272.
- 山辺朗子「第4章 ソーシャルワーカーのコンピテンシー」『ソーシャルワーカーのコンピテンシー・マネジメント』ミネルヴァ書房、京都, 2015年, pp.50-63.
- 池田雅子「社会福祉実習教育における学生の自己コンピテンス・アセスメントの活用について：コンピテンス評価結果の分析を通して」『北星学園大学社会福祉学部北星論集』2005年, 42, pp.49-65.
- 藤田久美・山本佳代子・青木邦男「社会福祉教育におけるコンピテンシー評価項目の検討」『山口県立大学社会福祉学部紀要』2008年, 14, pp.65-78.
- 兵庫県社会福祉士会監修 高間 満・相澤譲治編著『ソーシャルワーク実習』久美出版、京都, 2011年, pp.256-257.
- 福島喜代子「第2章 相談援助の定義と構成要素」社会福祉士養成講座編集委員会編『新・社会福祉士養成講座6 相談援助の基盤と専門職 第2版』中央法規出版、東京, 2014年, pp.20-41.
- 橋本有理子「第8章 相談援助実習モデル 第2節 相談援助実習モデルの概要」関西福祉科学大学社会福祉実習モデル研究会編『相談援助実習ハンドブック』ミネルヴァ書房、京都, 2014年, pp.146-150.
- 安井理夫・小榮住まゆ子・田崎慎太郎「児童福祉分野のソーシャルワーカーに求められる専門性と人間性：社養協版実習指導ガイドラインの批判的検討」『同朋大学論叢』2011年, 95, pp.47-64.
- 小林哲也「ソーシャルワーク教育における実習生の資質に関する国際比較—イギリス・アメリカ・日本のソーシャルワーカーに至る過程から—」『人間関係学研究』2012年, 14, pp.71-83.
- 種村理太郎・小口将典・柿木志津江ほか「社会福祉士養成教育における実習科目と演習科目との連動を重視したコンピテンシー・モデル（福科大版）の検討」『関西福祉科学大学紀要』2016年, 19, pp.13-25.
- 社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室「社会福祉士養成課程のカリキュラム(令和元年度改正)」2020年 <https://www.mhlw.go.jp/content/000606419.pdf>
- 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」2018年 https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshouta_ntou/0000199560.pdf
- 岩間伸之「地域を基盤としたソーシャルワークの特質と機能一個と地域の一体的支援の展開に向けて」

『ソーシャルワーク研究』2011年, Vol.37 No.1, pp.4-19.

15) 狹間香代子「基幹相談支援センターに求められるソーシャルワーク機能」『人間健康学研究』2014年, 9卷, pp.1-10.

16) 南 友二郎「組織間協働のシステム形成に資するソーシャルワーク機能—滋賀の縁（えにし）創造実践

センターを手がかりに—」『評論・社会科学』2017年, 120号, pp.55-68.

参考文献

- ・一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟「ソーシャルワーク実習指導・実習のための教育ガイドライン（2021年8月改訂版）」2021年。